

(別添)

「平成18年版こども環境白書」企画・製作業務に係る企画書作成のための仕様書

## 1 目的

環境省では、毎年発行している「環境白書」の要点を、小中学生を対象に、イラストや図表を用いて分かりやすく解説した「こども環境白書」を作成、配布している。

本業務は、小中学生の環境問題についての理解を促進し、環境保全の具体的な行動に結びつけるための環境教育の教材である「平成18年版こども環境白書」の作成、印刷等を行うことを目的とする。

## 2 業務内容

「平成18年版こども環境白書」の作成及び印刷等について、以下の項目に係る業務を行う。

なお、詳細な業務内容については、請負業者決定後、環境省より提示を行う。

### (1) 企画、原稿作成

次の項目について、環境省の指示に従い、小中学生を対象とした企画及び原稿の作成を行う。

ア 環境白書(総説)の概要

イ 環境白書(各論)の概要

ウ 環境問題に関する基礎的知識に係る解説等

ページデザインレイアウト

レイアウト等については、文書構成及びバランス等を十分考慮すること。

特に図表等のバランスについては、注意すること。

### (2) 印刷

A4版、カラー4色刷り、40～50頁程度の印刷を行う。

なお、印刷部数は40,000部とする。

### (3) 電子情報整備業務

ホームページ掲載用として、ページごとに表示するPDF形式ファイルを作成する。

### (4) その他

印刷した「平成18年版こども環境白書」を一時保管し、環境省の指示に従い、必要部数を環境省又は環境省が指示する場所へ納品する。

## 3 期間

契約締結日から平成19年3月30日まで

なお、印刷物の納期は平成18年10月31日までとする。

## 4 冊子の作成について

冊子の作成に当たっては、平成13年2月閣議決定「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(平成18年2月28日一部改正。以下「基本方針」という。)に従うものとする。ただし、冊子に使用する用紙については、古紙パルプ配合率100%、白色度70%程度以下とし、裏表紙には古紙パルプ配合率、白色度、その他基本方針の印刷に係る判断基準のうち該当する事項について明記するものとする。また、可能な限り市中回収古紙を含む再生紙を使用するよう配慮する。

## 5 その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部事項については、環境省担当官と速やかに協議し、その指示に従う。
- (2) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め環境省に帰属するものとする。
- (3) 環境省LANを利用するシステムを開発する場合は、事前に環境情報室とシステム開発前にネットワークの利用に関して調整をすること。
- (4) 環境省LAN端末にソフトウェア(開発したものを含む)をインストールする場合、端末の管理を環境情報室と端末の仕様及び他のソフトウェアへの影響を確認・調整すること。

## 仕様書附則

仕様書に規定する成果物(電子的提供)に関しては、以下による。

- 1 成果物はMicrosoft社Windows XP上で表示可能なものとする。
- 2 使用するアプリケーションについては、
  - (1) ワードプロソフトについては(Justsystem社 一太郎シリーズVer.13以下、Microsoft社Word2002以下)
  - (2) 計算表については、表計算ソフト(Microsoft社Excel2002以下)で作成されたものとする。
  - (3) 画像については、BMP(ビットマップピクチャー)形式又は、JPEG形式とする。
- 3 格納媒体はコンパクトディスクとする。  
なお、成果品等には、事業年度及び事業名称等を収納ケース及びコンパクトディスクに必ずラベルにより付記すること。文字ポイント等 統一的な仕様に関しては、環境省担当者に従うこと。
- 4 上記成果物に加え、(1)PDFファイル形式としたもの又は、(2)HTMLファイル形式(写真・イラスト・グラフ等の画像部分は、GIF、JPEG等のファイル形式)としたものを各々成果物として加える。
- 5 その他
  - (1) 成果物の納入については、環境省が指定するコンピューターにインストールし、環境省担当者立ち会いのもと、正常に動作することを確認すること。
  - (2) 成果物納入後に発生した、請負者側の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずること。
  - (3) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページに公開することも含め環境省に帰属するものとする。